ハローワークにおけるワンストップ･サービス･デイについて

①実施目的

求職中の困窮者等がたらい回しにされることなく一つの窓口で、必要な支援にたどり着けるようにする。

→ 第2のセーフティネットの充実により、生活保護を利用せざるを得ない方を減らすことができる。

②主な対象者

求職中の貧困者、困窮者が本事業の主な対象

→ ホームレス対策ではない。

③生活保護

生活保護は、相談業務が基本

→ 急迫の場合を除き、原則、生活保護の申請受理はしない。

④実施体制

自治体等から職員の派遣を求めるなど、自治体の協力が不可欠

→ 事業実施に伴う地方負担増については、特別交付税等による財政措置を講じる等、国としても最大限の支援を実施する。

⑤広報

ハローワークに利用者が集中し、現場が混乱しないように、丁寧な広報が必要

→ 実施場所や対象者、業務内容について、あらかじめ広報する。

⑥今後の取組

11月30日の試行結果を踏まえ、12月に対象地域及び実施時期について検討

→ 自治体の年末年始対策等に影響が生じないように、国として最大限配慮する。

ハローワークにおけるワンストップ・サービス相談窓口（イメージ）

ハローワーク職員が担当
自治体・社協職員等が担当
保健所、精神保健福祉士協会又は臨床心理士会等・弁護士会が担当

離職者、求職者

来所

ハローワーク

①

ワンストップ・サービス総合受付窓口

・求職登録の有無の確認
・チェックシート（相談票を兼ねる）の配付
・チェックシートの記入内容（本人の条件・ニーズ）に基づく窓口の振分け

②

ハローワークの相談窓口

・職業相談、職業紹介
・職業訓練の相談、あっせん　　・訓練・生活支援給付の相談、申請受付
・就職安定資金融資、長期失業者支援事業、就職活動困難者支援事業の相談、申請受付
・公的賃貸住宅情報の提供

（雇用施策の対象外であり、住宅に困窮する方）
【住宅手当・総合支援資金連絡票】

③

自治体職員と社協職員がセットでハローワークに相談窓口を設置

・住宅手当の相談、手続の案内、申請書の交付、自治体窓口の案内
・臨時特例つなぎ資金貸付の相談、申請書の交付、添付書類の確認、申請受付
・生活福祉資金貸付の相談、手続の案内、申請書の交付、市町村社協窓口の案内
・生活保護の相談、確認票の作成・回付、福祉事務所窓口の案内

（多重債務の相談や心の健康相談が必要な方等）

④

保健所、精神保健福祉士協会又は臨床心理士会等、弁護士会等関係者が相談窓口を設置

・心の健康相談
・多重債務相談等

※必要に応じてワンストップ・サービス・デイ終了後の継続的な支援、医療機関への紹介等

確認票の回付・取り次ぎ

所管の福祉事務所・社協等